

(別紙)

1 全体的事項

(1) 環境影響評価準備書の記載から内容を読み取ることが難しい部分については、環境影響評価書（以下「評価書」という。）へは分かりやすい表現で記載すること。例えば、次の内容について分かりやすい記載をすること。

- ① 本来、墓園周辺の地域には騒音に係る環境基準が適用されないが、墓園の利用による影響を把握するため墓園の開園時間に合わせて測定した現況騒音測定値を、測定条件が一部合致しない参考値ではあるものの、環境基準と比較したことについての説明
- ② 植物の注目種の一部について、調査地域内に広く分布しているため、確認位置を図示できなかったことについての説明

(2) 本事業は環境影響を低減するため二つの工区に分けて段階的に施工する計画であるので、1工区施工時に得られた知見に基づく、改変前の2工区施工時における環境保全措置の検討を実施すること。

(3) 工区を二つに分けることにより実施可能な環境保全対策としてどのような検討を行ったのか、特に次の内容について評価書へ具体的に記載すること。

- ① それぞれの工区内での切土・盛土量のバランス
- ② 1工区内の法面の緑化にあたり、改変前の2工区内に生育する植物の積極的活用

(4) 事後調査における環境保全措置の実施状況の把握については、墓園管理者・工事施工者の日常的な業務の中でも確認すること。

2 個別的事項

(大気環境)

(1) 道路に面する地域の環境基準値を目標値として採用した地域の騒音の評価については、全ての住居等のうち目標値を超過する戸数及び超過する割合によって評価し、評価書へ具体的に記載すること。

(2) 施設供用後における道路に面する地域において、特に盆や彼岸の時期に、施設利用者の車両走行によって騒音レベルが増加するため、可能な限り環境保全措置を検討するよう努めること。

(3) 事業地内の静閑な環境を保全できる墓園内放送設備の配置計画を検討すること。

(植物、動物及び生態系)

- (4) 残置森林については、画一的にコナラ群落だけを目指した管理をするのではなく、多様な植生を創出するよう、針広混交林化や複層林化の視点も取り入れた管理を行うことを検討すること。
- (5) ハクウンランなど移植が困難な植物種の移植と移植後の管理については、先行事例の調査、対象種の周辺環境を含めた移植の検討、上層植物の管理など移植先の生育環境創出の検討を行い、それらの内容を評価書へ具体的に記載すること。
- (6) カヤランやヒゴスミレなど道路脇に生育する希少植物について、盗掘防止対策や工事用車両の通行による影響防止対策を検討し、評価書へ具体的に記載すること。
- (7) 施工に伴う工事用道路及び旧来からの作業道は、「生態系コリドー」として位置づけられる領域を分断する可能性があるため、小動物の移動への配慮や法面植生の保全を検討し、評価書へ具体的に記載すること。
- (8) 止水域や仮設沈砂池の創出にあたっては、素材や構造、連続的な水流の確保、多様な水生植物の育成などに配慮し、可能な限り自然に近い状態とすること。
- (9) 事後調査では、仮設沈砂池及び環境配慮型側溝も対象とすること。